

防衛大学校達第2号

給食の実施に関する訓令（昭和36年防衛庁訓令第54号）第4条、第5条第6項、第6条第3項、第20条、第22条、第24条第2項及び隊員以外の者で自衛隊を視察し、又は見学するものに対する食事の支給に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第80号）第7条並びに防衛庁職員給与施行規則（昭和30年防衛庁訓令第52号）第4条、第6条の規定に基づき、及びこれらの規定を実施するため、防衛大学校の食事の支給及び給食の実施に関する達を次のように定める。

昭和42年3月14日

防衛大学校長 大 森 寛

防衛大学校の食事の支給及び給食の実施に関する達

改正 昭和42年6月8日防衛大学校達第7号	昭和43年9月18日防衛大学校達第2号
昭和50年4月2日防衛大学校達第3号	昭和52年4月18日防衛大学校達第6号
昭和53年4月5日防衛大学校達第2号	昭和57年7月26日防衛大学校達第3号
昭和58年4月5日防衛大学校達第1号	昭和59年4月11日防衛大学校達第2号
昭和63年10月20日防衛大学校達第4号	平成元年4月20日防衛大学校達第8号
平成4年4月10日防衛大学校達第8号	平成4年5月1日防衛大学校達第12号
平成11年3月31日防衛大学校達第1号	平成12年4月1日防衛大学校達第4号
平成17年3月31日防衛大学校達第5号	平成19年1月9日防衛大学校達第1号
平成19年3月16日防衛大学校達第6号	平成19年8月29日防衛大学校達第12号
平成21年3月31日防衛大学校達第6号	平成23年3月29日防衛大学校達第4号
平成24年3月26日防衛大学校達第2号	平成24年4月6日防衛大学校達第8号
平成27年3月11日防衛大学校達第4号	平成27年4月10日防衛大学校達第9号
平成28年3月31日防衛大学校達第3号	平成29年6月7日防衛大学校達第9号
平成30年3月30日防衛大学校達第4号	令和3年1月13日防衛大学校達第2号

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 食事の支給

第1節 食事の無料支給（第6条―第10条）

第2節 基本食の有料支給（第11条―第15条）

第3章 給食の実施

第1節 給食計画等（第16条―第22条）

第2節 糧食品の取得（第23条・第24条）

第3節 食事の配分等（第25条・第26条）

第4章 給食審査（第27条）

第5章 雑則（第28条―第30条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この達は、防衛大学校（以下「大学校」という。）における食事の支給及び給食の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この達において用いる次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に示すとおりとする。

- (1) 「訓令」とは、給食の実施に関する訓令（昭和35年防衛庁訓令第54号）をいう。
- (2) 「細則」とは、防衛省職員給与施行細則（昭和30年防衛庁訓令第52号）をいう。
- (3) 「課長等」とは、課長、総括首席指導教官、教養教育センター長、グローバルセキュリティセンター長、国際交流センター長、先端学術推進機構事務室長及び総合情報図書館事務長をいう。
- (4) 「学生」とは、本科学学生及び研究科学生をいう。

（給食等に関する意見等の通報）

第3条 課長等は、所掌事務の遂行に当たり、食事の支給及び給食の実施について改善すべき意見等があるときは、速やかに管理施設課長に通報するものとする。

2 総括首席指導教官は、本科学学生に対する食事の支給及び給食の実施について常に意を注ぎ、その改善事項は、速やかに管理施設課長に通報するものとする。

（給食委員会）

第4条 大学校における給食の向上及び給食の円滑なる運営を図るため、給食委員

会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、総務部長を委員長とし、次の委員をもって構成する。

- (1) 総務課長
- (2) 厚生課長
- (3) 会計課長
- (4) 管理施設課長
- (5) 衛生課長
- (6) 総括首席指導教官
- (7) 学生隊幕僚第4係たる本科学学生
- (8) 総括首席指導教官が指名する本科学学生1名
- (9) 教務課長が指名する研究科学生1名
- (10) 総務課長が指名する営舎内居住者1名
- (11) 食品衛生管理官

3 委員会は、給食計画、献立、その他給食実施に関することを検討・審議する。

4 委員会の開催は年3回を基準とする。ただし、委員長が必要と認める場合はこの限りではない。なお、委員長は、委員会開催後において必要と認める場合は、検討・審議事項に関して防衛大学校長（以下「学校長」という。）に報告を行うものとする。

5 委員会の庶務は、管理施設課が行うものとする。

（食品衛生管理官等）

第5条 食品衛生管理官は、管理施設課長の指示を受け職務を行うものとする。

2 栄養担当官は、給食第1係長の指揮を受け職務を行うものとする。

3 管理施設課長は、食品衛生管理官から報告を受けた事項で衛生課の所掌事務に関するものについては、これを衛生課長に連絡するものとする。

第2章 食事の支給

第1節 食事の無料支給

（食事の無料支給の特例）

第6条 細則第4条第1項第2号ただし書の規定による営舎内居住の自衛官が、特別休暇中にあっても食事を無料で支給することができる場合とは、次の各号の一に該当する場合をいう。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第54条及び第84条の規定による通信教育面接授業を受講する場合

- (2) 親族の疾病、親族の住居の滅失又は破壊等による場合
- (3) 体育競技会の役員又は選手として参加することを学校長が認めた場合
(他の給食実施機関に対する食事支給の依頼)

第7条 学校長は、職員及び学生が公務旅行により他の給食実施機関の給食を受けさせる必要があると認めるときは、給食通報（別紙第1）により食事の支給を受ける日の5日前までに当該給食実施機関の長に依頼するものとする。

（食事支給依頼の手続）

第8条 前条の規定により他の給食実施機関において給食を受けようとする者は、第17条に規定する給食人員通報責任者に給食を受ける機関名、日時、食事区分、食数を申し出るものとする。

- 2 給食人員通報責任者は、前項の申し出があつたときは、依頼先の給食実施機関の了解を求めて、給食通報の作成方を給食通報作成依頼書（別紙第2）により給食第1係長を経て、総務課長に依頼するものとする。
- 3 総務課長は、前項の依頼を受けたときは、給食通報を作成し、当該給食人員通報責任者に交付するものとする。
- 4 給食人員通報責任者は、前項の給食通報を第1項の申出者に手渡し、相手方の給食実施機関に携行させるか、又は自ら送付するものとする。

（他の給食実施機関からの食事支給の依頼）

第9条 学校長は、他の俸給支給機関の長から給食通報により食事の支給の依頼があつたときは、これにより食事を支給するものとする。

（給食通報を受けた場合の処置）

第10条 前条の給食通報は、総務課においてこれを受理するものとする。

2 総務課給食人員通報責任者は、前項の給食通報に基づき、食事の区分及び人員を確認のうえ、食需伝票（別紙第3）により給食第1係長に通知するものとする。

第2節 基本食の有料支給

（基本食の有料支給）

第11条 細則第6条の規定により基本食を有料支給することができる場合は、次の各号に掲げる者が、当該各号に定める事由に該当している場合とする。

- (1) 幹部自衛官が大学校内に居住を許可され、指定された宿舎に居住しているとき。
- (2) 大学校外に居住する自衛官が日帰り訓練に参加し、通常の食事時間がその中に含まれているとき。

- (3) 大学校外に居住する職員が交通遮断又は天災地変等のため、交通途絶、その他の事由により大学校に居住しなければ職務遂行が困難なとき。
- (4) 大学校外に居住する職員が自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第49条第1項第16号に規定する年末年始の期間中、大学校の当直勤務に従事しているとき。
- (5) 大学校外に居住する自衛官が、前号以外の当直勤務に従事しているとき。
- (6) 職員が教育訓練等のため、学校長の許可を受けて学生との会食を行うとき。
- (7) 各号のほか、職員がその職務を遂行するにあたり、特に必要として会食を行うとき。

2 前項各号により基本食の有料支給をする場合の食数は、次の各号の範囲内とする。

- (1) 前項第1号及び第3号に該当する場合は、1日3食
- (2) 前項第2号、第6号及び第7号に該当する場合は、1日1食
- (3) 前項第4号に該当する場合は、3食
- (4) 前項第5号に該当する場合は、平日にあつては2食、休養日及び休日にあつては3食
(食事代の徴収)

第12条 職員又は部外者が有料支給の申込みをした場合は、取消しを認められた場合を除き、喫食の有無にかかわらず食事代を徴収する。

(部外者に対する年度給食予定数)

第13条 総務課長は、隊員以外の者で自衛隊を視察し、又は見学するものに対する食事の支給に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第80号）第4条第1項に規定する年度給食予定数について、前年度の実績等を勘案して防衛大臣（以下「大臣」という。）に対する申請手続きを行うものとする。

(部外者に対する給食)

第14条 総務課長は、訓令第25条第1項第4号の規定により職員以外の者が給食を希望するときは、その者から部外者給食申請書（別紙第4）を提出させるものとする。

2 総務課長は、提出された部外者給食申請書に基づき、学校長の許可を得たのち、部外者給食通知書（別紙第5）及び食需伝票を作成し、管理施設課長に提出するものとする。

(教育訓練を受託した外国人の食事の支給)

第15条 教育訓練を受託した外国人に支給する食事の区分及び給食の実施については、学生に準ずるものとする。

2 国際交流センター長は、教育訓練を受託した外国人について、国籍、氏名、入校年月日、教育訓練期間を管理施設課長に通報するものとする。

第3節 給食計画等

(非常用糧食)

第16条 非常用糧食は、次の場合に支給する。

- (1) 天災地変に遭遇したとき。
 - (2) 平常食の材料の調達が困難であることその他の理由により、平常食を支給することができないとき。
- 2 一定の期間を経過した非常用糧食の更新は、務めて訓練時もしくは通常の給食に使用し更新を完了させるものとする。

第3章 給食の実施

第1節 給食計画等

(給食計画の作成)

第17条 管理施設課長は、訓令第16条に規定する給食計画については、委員会の検討結果を参考としてこれを作成し、学校長の承認を受けるものとする。

(給食人員通報責任者)

第18条 給食人員通報責任者は、次の各号のとおりとする。

- (1) 課においては庶務担当の係長
- (2) 本科学学生並びに総括首席指導教官、首席指導教官、次席指導教官、指導教官及び首席指導教官付については総括首席指導教官の指名する職員。ただし、年末年始の特別休暇期間中にあつては各大隊当直幹部
- (3) 前各号に定めるもののほか、学群に配置された職員については教務課教育研究支援室総務係長、研究科学生等については教務課研究科係長

(給食人員通報責任者の業務)

第19条 給食人員通報責任者は、次表により書類を作成し、給食第1係長に提出するものとする。

食 事 区 分	作成すべき書類	提出月日	書類様式
基 本 食	給食予定人員月報	毎月10日	別紙第6
	給食予定人員週報	毎週水曜日	別紙第7

	(毎週木曜日から翌週水曜日までの分)		
	食需伝票	食事支給日 の前日	別紙第3
増加食・加給食	増加食(加給食)請求書		別紙第8

(給食人員の算定)

第20条 給食第1係長は、給食人員通報責任者から提出された食需伝票による給食人員を給食人員台帳(別紙第9)に記録するとともに、その人員を給食第2係長に通知するものとする。

第20条の2 給食第2係長は、前条の通知に基づき、必要数の食事を準備するものとする。

(検食)

第21条 訓令第6条に規定する検食は、次の各号に掲げる者が行い、検食所見表(別紙第10)に改善意見等を付記し、管理施設課長に提出するものとする。

- (1) 管理施設課長
- (2) 管理施設課課長補佐(給養に関する事務を担当する者)
- (3) 給食第1係長
- (4) 給食第2係長
- (5) 食品衛生管理官
- (6) 栄養担当官
- (7) その他学校長が指名する者

(食事の保管)

第22条 管理施設課長は、教育訓練等のため、大・中学校外において給食を実施する場合において、訓令第6条第2項に規定する食事の保管に支障があるときは、他の給食実施機関に当該保管を依頼することができる。

2 前項の保管を依頼した場合は、その状況を学校長に報告するものとする。

(献立表)

第23条 管理施設課長は、給食計画に基づき、毎月の献立表(別紙第11)を作成するものとする。

2 管理施設課長は、前項の献立表を作成したときは、学校長の承認を受けなければならない。変更しようとするときもまた同様とする。

第2節 糧食品の取得

(糧食品の取得)

第24条 糧食品の取得に当たっては、市場の出回状況及び生鮮食料品等の価格の調査を行い、実状に即応した品目を選定し、糧食費の経済的使用に留意するものとする。

(糧食品の検査)

第25条 納入糧食品は、食品衛生検査を実施し、合格したものでなければ受領検査を行つてはならない。

第3節 食事の配分等

(食事の配分等)

第26条 食事は、通常食堂において行い、学生にあつては学生隊の中隊単位に、職員にあつては各人ごとに配分するものとする。

2 食事の区分又は教育訓練等により、前項により難しい場合は、食堂以外の場所において食事を行い、又は配分を演習隊等の代表者に一括して行うことができる。

(材料の現品支給)

第27条 管理施設課長は、教育訓練等のため、基本食の材料を支給する必要を認めるときは、定額及び定量の範囲内で支給することができる。

2 前項の材料の支給を受ける者は、糧食現品請求書(別紙第12)により支給を受けるものとし、前条による食事の配分の規定を準用する。

3 前項により材料の支給を受けた者が、訓練等の計画変更により未使用品が生じた場合は、速やかに給食第1係長に返納しなければならない。

第4章 給食審査

(給食審査)

第28条 管理施設課長は、訓令第7条に規定する防衛大臣への報告については、その内容を事前に委員会に諮らなければならない。

第5章 雑則

(残飯及び残菜)

第29条 残飯及び残菜は、努めて再用するものとし、再用できないものについては、払い下げるものとする。ただし、食品衛生管理官が衛生管理上払い下げが不相当と認めたものについては、必要な衛生処理を実施したのち廃棄することができる。

(報告)

第30条 給食の実施のために作成する報告書の種類、様式及び提出要領等は、次表のとおりとする。

種 類	様 式	区分	部数	報 告 期 限	報 告 者	報 告 先
糧食費計算書	別紙第13	月報	1部	前月の分を翌月の10日まで	管理施設課給食第1係長	管理施設課長
栄養出納表	別紙第14	期報	1部	各四半期分を翌月の20日まで		
給食実態調査報告書	訓令第7条による別紙様式	年報	1部	前年度分を翌年6月末日まで	学校長	大臣

(簿冊)

第31条 この達に定めるところにより作成する簿冊、台帳の種類及び保存期間は、次表のとおりとする。

種 類	保存期間
検食所見表	1年
給食予定人員月報	1年
給食予定人員週報	1年
食需伝票	5年
増加食（加給食）請求書	1年
給食通報	1年
部外者給食通知書	1年
献立表	5年
糧食費計算書	5年
栄養出納表	5年
給食人員台帳	5年

附 則

この達は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則（昭和42年6月8日防衛大学校達第7号）

この達は、昭和42年6月8日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

附 則（昭和43年9月18日防衛大学校達第2号）

この達は、昭和43年9月18日から施行し、昭和43年4月1日から適用する。

附 則（昭和50年4月2日防衛大学校達第3号）

この達は、昭和50年4月2日から施行する。

附 則（昭和52年4月18日防衛大学校達第6号）

この達は、昭和52年4月18日から施行する。

附 則（昭和53年4月5日防衛大学校達第2号）

この達は、昭和53年4月5日から施行する。

附 則（昭和57年7月26日防衛大学校達第3号）

この達は、昭和57年7月26日から施行する。

附 則（昭和58年4月5日防衛大学校達第1号）

この達は、昭和58年4月5日から施行する。

附 則（昭和59年4月11日防衛大学校達第2号）

この達は、昭和59年4月11日から施行する。

附 則（昭和63年10月20日防衛大学校達第4号）

この達は、昭和63年10月20日から施行する。

附 則（平成元年4月20日防衛大学校達第8号）

1 この達は、平成元年4月20日から施行し、1月8日から適用する。

2 この達は、施行の際、現に保有している旧様式用の紙類は、当分の間、訂正して使用することができる。

附 則（平成4年4月10日防衛大学校達第8号）

この達は、平成4年4月10日から施行する。

附 則（平成4年5月1日防衛大学校達第12号）

この達は、平成4年5月1日から施行する。

附 則（平成11年3月31日防衛大学校達第1号）

この達は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年4月1日防衛大学校達第4号）（抄）

1 この達は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日防衛大学校達第5号）

この達は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年1月9日防衛大学校達第1号）

この達は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成19年3月16日防衛大学校達第6号）

この達は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年8月29日防衛大学校達第12号）

この達は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日防衛大学校達第6号）

この達は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月29日防衛大学校達第4号）

この達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月26日防衛大学校達第2号）

この達は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月6日防衛大学校達第8号）

この達は、平成24年4月6日から施行する。

附 則（平成27年 月 日防衛大学校達第4号）

この達は、平成27年 月 日から施行する。

附 則（平成27年4月10日防衛大学校達第9号）

この達は、平成27年4月10日から施行する。

附 則（平成28年3月31日防衛大学校達第3号）

この達は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月6日防衛大学校達第9号）

この達は、平成29年6月6日から施行する。

附 則（平成30年3月30日防衛大学校達第4号）

この達は、平成30年3月30日から施行する。

附 則（令和3年1月13日防衛大学校達第2号）

この達は、令和3年1月1日から施行する。

別紙第 1 (第 7 条関係)

防大総 (給) 第 号

年 月 日

殿

防衛大学校長

給 食 通 報

自		年	月	日	食
給食を受ける期間					
至		年	月	日	食
給 食 人 員			給食人員中携行食とするもの		
事 務 官 等		人	人	日	食
自衛官	幹部	人	人	日	食
	曹等	人	人	日	食
学 生		人	人	日	食
計		人	人	日	食
理 由					
代 表 者	階級		氏名		
転 入 手 続	1	本校における転入手続済	事務担当官		
	2	転出証明書本人携行			
食事代の給否	1	旅費として支給済	資金前渡吏 官		
	2	旅費として支給しない			

別紙第2 (第8条関係)

給食通報作成依頼書

年 月 日

総務課長 殿

依頼者 所属 (電話 番)
給食人員通報責任者

あ て 先	代 表 者		給 食 人 員				計	期 間	理 由	出張決裁月日	番 号
	階 級	氏 名	事務 官等	自衛官		学生					
				幹部	曹等						

※管理施設課給食第1係長へ写しを送付し、総務課長へ提出すること。

別紙第3 (第10条、第19条関係)

食 需 伝 票							No.																
管理施設課給食第1係長 殿																							
							年 月 日																
給食人員通報責任者																							
区 分		在籍人員	朝	昼	夕	在籍人員に対する増減理由 入退院・休暇・外出・その他																	
校 内 喫 食	本 科 学 生																						
	曹 等	校 内				備 考																	
		校 外																					
	研 究 科 学 生																						
	研 修 生	有 料																					
		無 料																					
	幹 部	校 内																					
校 外																							
部 外 者																							
小 計																							
携 行 食	本 科 学 生																						
	曹 等	校 内				<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 25%;">有料</td> <td style="width: 25%;">無料</td> </tr> <tr> <td>陸</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>海</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>空</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				有料	無料	陸			海			空			計		
			有料	無料																			
	陸																						
	海																						
	空																						
計																							
校 外																							
研 究 科 学 生																							
研 修 生																							
幹 部	校 内																						
	校 外																						
小 計																							
弁 当 食	本 科 学 生		人 員	延食数																			
	校 内 曹 等		人 員	延食数																			
	幹 部		人 員	延食数																			
	研 究 科 学 生		人 員	延食数																			
	研 修 生		人 員	延食数																			
	小 計		人 員	延食数																			
現 品 支 給	本 科 学 生		人 員	延食数																			
	校 内 曹 等		人 員	延食数																			
	校 内 幹 部		人 員	延食数																			
	小 計		人 員	延食数																			
合 計																							

年 月 日

部外者給食申請書

防衛大学校長 殿

申請者 住所
氏名（団体会社名）

自衛隊法第116条の2第1項の規定に基づく部外者給食を、下記のとおり申請いたしますので御承認願います。

記

喫食者		給食日時	食数				備考
氏名	住所		朝	昼	夕	計	

別紙第5（第14条関係）

部外者給食通知書

年 月 日

管理施設課長 殿

総務課長

給食の実施に関する達第14条の規定に基づく部外者給食が、下記のとおり許可になったので通知する。

記

許可番号	食 者		給食日時	食 数	備 考
	喫 氏 名	住 所			

別紙第6 (第19条関係)

月給食予定人員月報

管理施設課給食第1係長 殿

年 月 日

給食人員通報責任者

日	曜	朝	昼	夕	計	記 事
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
計						

別紙第8（第19条関係）

増加食（加給食）請求書

管理施設課給食第1係長 殿

年 月 日

所 属

給 食 人 員

通 報 責 任 者

下記のとおり増加食（加給食）を請求する。

記

区 分	人 員	摘 要
本 科 学 生		
研 究 科 学 生		
自 衛 官	陸	
	海	
	空	
	小 計	
計		

給食人員台帳

年 月 日

区 分		朝	昼	夕	計	備 考	
校 内 喫 食	本 科 学 生	校 内					
	曹 等	校 内					
		校 外					
	研 究 科 学 生	校 内					
	研 修 生	校 内					
	幹 部	校 内					
		校 外					
部 外 者	校 外						
小 計							
携 行 食	本 科 学 生	校 内					
	曹 等	校 内					
		校 外					
	研 究 科 学 生	校 内					
	研 修 生	校 外					
	幹 部	校 内					
		校 外					
小 計							
弁 当 食	本 科 学 生						
	校 内 曹 等						
	研 究 科 学 生						
	研 修 生						
	幹 部						
小 計							
現 品 支 給	本 科 学 生	延食数				陸	
	校 内 曹 等	延食数				海	
	幹 部	延食数				空	
	小 計	延食数					
総 食 数						計	

検食所見表

年 月 日 曜

検食者	項目	食別	朝 食	昼 食	夕 食
		献立			
	炊 飯				
	切 込				
	味 付				
	そ の 他				
	炊 飯				
	切 込				
	味 付				
	そ の 他				
	炊 飯				
	切 込				
	味 付				
	そ の 他				
その他所見					

糧食現品請求書

管理施設課給食第1係長 殿

年 月 日
所属 中隊 小隊
代表者名

1 使用目的

2 必要とする期間及び喫食者数

自 年 月 日 食から
至 年 月 日 食まで
人員 名 延食数 食

3 添付書類

- (1) 現品を必要とする者の所属及び氏名
- (2) 行動計画（写） 2部

4 受領希望日

年 月 日 時 分

注：本請求書は2部作成し、行動日の1週間前に管理施設課給食第1係に提出すること。
なお、代表者は大隊付指導教官の許可を得て提出すること。

別紙第13 (第30条関係)

糧 食 費 計 算 書

年 月分

管理施設課給食第1係長

糧 食 費 現 計					在 庫 額 現 計							
区 分		一般糧食費	加給食費	合 計	区 分		一 般 糧 食 費			加 給 食 費	合 計	
前月より繰越額					前月より繰越額		調 達 分	管 理 換 分				
受 払	示 達 額				受 払	受 入 額						
	合 計					合 計						
	使 用 額					使 用 額						
	円差調整額											
翌月へ繰越額					翌月へ繰越額							
糧 食 費 予 算 使 用 状 況					定 額 現 計							
区 分		一般糧食費	加給食費	合 計	区 分		一 般 糧 食 費			合 計		
示 達 額					定 額	延 人 員						
使 用 額						金 額						
円差調整額					調達分使用額							
					管理換分使用額							
残 額					合 計							
					差 引 残 額							
1人1日平均使用額		本科学生		自衛官	本月までの残額累計							
備 考												

別紙第13-2 (第30条関係)

糧 食 費 計 算 書

年 月分

区 分		定 額														現 計	
		加 給 食 費															
		本 科 学 生					自 衛 官					総 計					
		訓練用 (甲)	訓練用 (乙)	訓練用 (丙)	夜 食 用	合 計	訓練用 (甲)	訓練用 (乙)	訓練用 (丙)	ジエツト搭乗員用	合 計						
定 額	支 給 人 員																
	金 額																
調 達 品 使 用 額																	
差 引 残 額																	
本 月 ま だ の 残 額 累 計																	
1 人 1 回 平 均 使 用 額																	
備 考																	

糧 食 費 計 算 書

年 月 分

定 額		現 額				計
区 分		非 常 糧 食 費				総 計
		本 科 学 生	自 衛 官	職 員		
定 額	支 給 人 員					
	金 額					
調 達 品 使 用 額						
管 理 換 分 使 用 額						
差 引 残 額						
本 月 ま だ の 残 額 累 計						
1 人 1 回 平 均 使 用 額						/
備 考						

